

改正

平成17年3月31日規則第46号

平成21年3月31日規則第29号の6

長崎県砂防指定地管理条例施行規則をここに公布する。

長崎県砂防指定地管理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長崎県砂防指定地管理条例（平成15年長崎県条例第27号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(許可を要しない行為)

第2条 条例第4条第3項第2号に規定する規則で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

- (1) 植林のための竹木の伐採（その面積が1ヘクタール未満の場合に限る。）又は林業のための間伐
- (2) 測量若しくは調査のために行う小規模な竹木の伐採
- (3) 芝草の植え替え等維持管理のための火入れ

(許可を要しない公団若しくは公社)

第3条 条例第4条第3項第3号の規則で定める公団若しくは公社は次に掲げるものとする。

- (1) 水資源開発公団
- (2) 日本鉄道建設公団
- (3) 日本道路公団
- (4) 都市基盤整備公団
- (5) 地方公共団体の公社

(知事が定める期間等)

第4条 条例第6条第3項に規定する許可の期間は、第4条の許可の場合にあつては1年以内、第5条の許可の場合にあつては5年以内とする。ただし、知事が特に必要と認めるときはこの限りでない。

2 条例第6条第3項の規定により、許可の更新をしようとする者は、当該許可の期間が満了する日の1月前までに更新の申請をしなければならない。

(砂防指定地内行為許可申請書等)

第5条 条例に規定する申請その他の手続は、次に各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。

- (1) 条例第4条第1項の規定による許可申請 砂防指定地内行為許可申請書（様式第1号）
- (2) 条例第4条第2項（条例第5条第2項の場合を含む。）の規定による変更許可申請 砂防指定地内行為（砂防設備等占用）変更許可申請書（様式第2号）
- (3) 条例第4条第3項第3号の規定による協議 砂防指定地内行為協議書（様式第3号）
- (4) 条例第5条第1項の規定による許可申請 砂防設備等占用許可申請書（様式第4号）
- (5) 条例第5条第3項の規定による協議 砂防指定地内占用協議書（様式第5号）
- (6) 条例第6条第3項の規定による許可の更新申請 砂防指定地内行為（砂防設備等占用）許可更新申請書（様式第6号）
- (7) 条例第7条第1項の規定による届出 砂防指定地内行為届（様式第7号）
- (8) 条例第8条第1項の規定による届出 砂防指定地内行為（砂防設備等占用）着手届（様式第8号）
- (9) 条例第8条第2項の規定による届出 砂防指定地内行為（砂防設備等占用）終了（中止・廃止）届（様式第9号）
- (10) 条例第9条第2項の規定による届出 地位承継届（様式第10号）

2 前項に規定する申請書等には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- (1) 前項第1号及び第3号から第5号までに規定する申請書等 位置図、平面図及び土地登記簿謄本
- (2) 前項第2号に規定する申請書 変更内容を示す書類
- (3) 前項第6号に規定する申請書 計画図面、工程表及び現況写真
- (4) 前項第7号に規定する届出書 位置図、平面図及び現況写真
- (5) 前項第10号に規定する届出書 地位の承継を証する書類

3 知事は、前項に規定する書類のほか、必要と認める書類を提出させることができる。

4 第1項の規定により知事に提出する申請書等の部数は、1部（砂防法第6条第1項の規定により国土交通大臣が砂防設備工事を施行する区域内に係るものにあつては2部）とする。

（標識）

第6条 条例第10条に規定する標識は、様式第11号によるものとする。

（身分証明書）

第7条 条例第13条第4項に規定する身分証明書は、様式第12号によるものとする。

(申請書等の経由)

第8条 この規則の規定により知事に提出する申請書等は、当該申請等に係る行為等の区域を管轄する振興局長を経由しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(長崎県砂防指定地管理規則の廃止)

2 長崎県砂防指定地管理規則（平成12年長崎県規則第4号の2）は、廃止する。

(経過措置)

3 条例の施行前にした行為等に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成17年規則第46号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成21年規則第29号の6）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

様式第1号

砂防指定地内行為許可申請書

年 月 日

長崎県知事 様

申請者 住 所
氏 名

（法人にあって
は、名称及び
代表者氏名）

下記のとおり、砂防指定地内において行為することの許可を受けたいので長崎県砂防指定地管理条例第4条第1項の規定に基づき申請します。

記

1 行 為 の 場 所	
2 地 目 及 び 面 積	
3 土 地 所 有 者 の 住 所 氏 名	
4 行 為 の 目 的	
5 作 業 の 方 法	
6 行 為 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
7 そ の 他 参 考 事 項	

様式第2号

砂防指定地内行為（砂防設備等占用）変更許可申請書

年 月 日

長崎県知事 様

申請者 住 所
氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者氏名）

下記のとおり、砂防指定地内行為（砂防設備等占用）の変更許可を受けたいので長崎県砂防指定地管理条例第4条第2項（第5条第2項）の規定に基づき申請します。

記

1 行為（占用）の場所	
2 地目及び面積	
3 行為（占用）の目的	
4 行為（占用）の内容	
5 変更行為（占用）内容	
6 許可年月日及び番号	年 月 日 号
7 許可期間	年 月 日から 年 月 日まで
8 その他参考事項	

様式第3号

砂防指定地内行為協議書

年 月 日

長崎県知事 様

申請者 住 所
氏 名

〔法人にあって
は、名称及び
代表者氏名〕

下記のとおり、砂防指定地内において行為することについて、長崎県砂防指定地管理条例第4条第3項第3号の規定に基づき協議されるよう願います。

記

1 行 為 の 場 所	
2 地 目 及 び 面 積	
3 土 地 所 有 者 の 住 所 氏 名	
4 行 為 の 目 的	
5 作 業 の 方 法	
6 行 為 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
7 そ の 他 参 考 事 項	

様式第4号

砂防設備等占用許可申請書

年 月 日

長崎県知事 様

申請者 住 所
氏 名

（法人にあって
は、名称及び
代表者氏名）

下記のとおり、砂防設備等を占有することの許可を受けたいので長崎県砂防指定地管理条例第5条第1項の規定に基づき申請します。

記

1 行 為 の 場 所	
2 地 目 及 び 面 積	
3 土 地 所 有 者 の 住 所 氏 名	
4 占 用 の 目 的	
5 占 用 の 方 法	
6 行 為 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
7 そ の 他 参 考 事 項	

様式第5号

砂防設備等占用協議書

年 月 日

長崎県知事 様

申請者 住 所
氏 名

（法人にあって
は、名称及び
代表者氏名）

下記のとおり、砂防設備等を占有することについて長崎県砂防指定地管理条例第5条第3項の規定に基づき協議されるよう願います。

記

1 行 為 の 場 所	
2 地 目 及 び 面 積	
3 土 地 所 有 者 の 住 所 氏 名	
4 占 用 の 目 的	
5 占 用 の 方 法	
6 行 為 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
7 そ の 他 参 考 事 項	

様式第6号

砂防指定地内行為（砂防設備等占用）許可更新申請書

年 月 日

長崎県知事 様

申請者 住 所
氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者氏名）

下記のとおり、砂防指定地内行為（砂防設備等占用）許可の更新を受けたいので長崎県砂防指定地管理条例第6条第3項の規定に基づき申請します。

記

1 行 為 （ 占 用 ） の 場 所	
2 地 目 及 び 面 積	
3 行 為 （ 占 用 ） の 目 的	
4 行 為 （ 占 用 ） の 内 容	
5 許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 号
6 許 可 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
7 更 新 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
8 そ の 他 参 考 事 項	

様式第7号

砂防指定地内行為届

年 月 日

長崎県知事 様

申請者 住 所
氏 名

〔法人にあって
は、名称及び
代表者氏名〕

年国土交通省告示第 号による砂防指定地指定の際、下記のとおり行為を行って
おりますので、長崎県砂防指定地管理条例第7条第1項の規定により届け出ます。

記

1 行 為 の 場 所	
2 地 目 及 び 面 積	
3 行 為 の 内 容	
4 行 為 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
5 そ の 他 参 考 事 項	

様式第8号

砂防指定地内行為（砂防設備等占用）着手届

年 月 日

長崎県知事 様

申請者 住 所
氏 名

（法人にあって
は、名称及び
代表者氏名）

下記のとおり、砂防指定地内行為（砂防設備等占用）を着手するので、長崎県砂防指定地管理条例第8条第1項の規定により届け出ます。

記

1 行 為 （ 占 用 ） の 場 所	
2 地 目 及 び 面 積	
3 行 為 （ 占 用 ） の 目 的	
4 許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 号
5 許 可 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
6 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
7 そ の 他 参 考 事 項	

様式第9号

砂防指定地内行為（砂防設備等占用）終了（中止・廃止）届

年 月 日

長崎県知事 様

申請者 住 所

氏 名

（法人にあって
は、名称及び
代表者氏名）

下記のとおり、砂防指定地内行為（砂防設備等占用）を終了（中止・廃止）したので、長崎県砂防指定地管理条例第8条第2項の規定により届け出ます。

記

1 行 為 （ 占 用 ） の 場 所	
2 地 目 及 び 面 積	
3 行 為 （ 占 用 ） の 目 的	
4 許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 号
5 許 可 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
6 終 了 ・ 中 止 ・ 廃 止 年 月 日	
7 中 止 又 は 廃 止 し よ う と す る 理 由	
8 そ の 他 参 考 事 項	

様式第10号

地 位 承 継 届

年 月 日

長崎県知事 様

申請者 住 所

氏 名

(法人にあって
は、名称及び
代表者氏名)

下記のとおり、権利を承継したので、長崎県砂防指定地管理条例第9条第2項の規定により届け出ます。

記

1 行 為 (占 用) の 場 所	
2 地 目 及 び 面 積	
3 行 為 (占 用) の 目 的	
4 許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 号
5 許 可 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
6 地 位 承 認 日	年 月 日
7 被 承 継 者 の 住 所 氏 名	
8 地 位 承 継 理 由	
9 そ の 他 参 考 事 項	

様式第11号

60センチメートル

砂防指定地内行為・許可標識

- 1 許可年月日及び
許可番号
- 2 許可の内容及び
面積
- 3 許可の期間 年 月 日から
 年 月 日まで
- 4 許可を受けた者 住所
 氏名

〔法人にあっては、名称及び代表者氏名〕

50センチメートル

130センチメートル

様式第12号

(裏)

砂防法抜すい

第23条 砂防ノ為必要ナルトキハ行政庁ハ第二条ニ依リ国土交通大臣ノ指定シタル土地又ハ之ニ鄰接スル土地ニ立入り又ハ其ノ土地ヲ材料置場等ニ供シ又ハ已ムヲ得サルトキハ其ノ土地ニ現在スル障害物ヲ除却スルコトヲ得

長崎県砂防指定地管理条例抜すい

第13条 法第23条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合は、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、宅地又は垣、さく等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとするときは、立入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

3 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があった場合を除き、前項に規定する土地に立ち入ってはならない。

4 第1項及び第2項の場合において、他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、当該土地への立入りを拒み、又は妨げてはならない。